

第 586 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 13 年 7 月 13 日（金） 14:00～17:20

2 場 所 総務省第 3 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 6 階）

3 議 題

(1) 諮問事項

諮問第 276 号「石油製品需給動態統計調査等需給・流通統計調査の改正について」

(2) 答申事項

ア 諮問第 263 号の答申（二）「特定サービス産業実態調査の改正について」（案）

イ 諮問第 273 号の答申「家計調査及び特定消費統計調査（仮称）の計画について」（案）

ウ 諮問第 274 号の答申「法人企業統計調査の改正について」（案）

(3) 部会の開催状況

(4) その他

4 配布資料

1) 諮問第 276 号「石油製品需給動態統計調査等需給・流通統計調査の改正について」

2) 諮問第 263 号の答申（二）「特定サービス産業実態調査の改正について」（案）

3) 諮問第 273 号の答申「家計調査及び特定消費統計調査（仮称）の計画について」（案）

4) 諮問第 274 号の答申「法人企業統計調査の改正について」（案）

5) 部会の開催状況一覧

6) 「指定統計調査の承認」の状況（平成 13 年 6 月分）

7) 平成 13 年 5 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 49 巻・第 5 号）

8) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】

竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、清水委員、新村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省大林統計調査部長、同福井調査企画課長、同岡本消費統計課長、財務省高橋調査統計部長、同大久保調査統計課長、厚生労働省渡辺統計情報部長、農林水産省神保企画調整室長、経済産業省成田調査統計部長、同岩本統計企画解析課長、同仲田構造統計課長、国土交通省中西情報管理部長、東京都早川統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省平山統計基準部長、同北田統計審査官

6 議事概要

(1) 諮問事項

諮問第 276 号「石油製品需給動態統計調査等需給・流通統計調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官が資料 1 の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を行った。続いて、経済産業省経済産業政策局調査統計部の岩本統計企画解析課長が改正計画の説明を行った。

[質 疑]

篠塚委員) 今回の諮問に係る5本の需給・流通統計の目的が、当初の物資の割当及び配給監査等のための基礎資料から最近の経済分析のための基礎資料等へと変化したことによる改正であるとの説明であるが、かなり以前に物資割当という目的は変化していると考ええる。抜本の見直しを過去には行わなかったのか。

また、調査の目的が変わったことにより、今回の改正の趣旨である記入者負担の軽減の観点から、設問の内容自体も大きく改正するのか。

石田調査官) 需給・流通統計とは、生産業者と卸を主体とした販売業者が特定の物資について、どの産業に販売し、あるいはどのような用途に使用したかを調査するものである。

経済産業省生産動態統計は、生産、出荷、在庫に焦点を合わせた原材料、設備及び労働に着目し、需給・流通統計は、物資の販売先に着目したものである。昭和35年当時は、生産財ウェイトが約60%であったことから、承認統計である鉄鋼需給動態統計等の他の需給・流通統計等を合計するなど、流通在庫の把握等に幅広く活用された。

昔の通産省時代の行政は、それぞれの業界レベルで需給見通しを得るために、どの産業にどれだけの需要が発生するかを細かく分析していた。ところが、商業動態統計により流通在庫等を把握することができるようになり、基礎物資のウェイトも小さくなってきたため、マクロ的な使われ方は少なくなってきたが、大幅な見直しは行われなかった。

承認統計は当初から、アウトソーシングあるいは廃止等の整理が行われ、需給・流通統計のうち既にほぼ半分は縮小されているが、指定統計であるこの五つの統計調査については、なかなか英断を振るえず、今回に至った。

篠塚委員) 今回、設問等も抜本的に改正するのか。

石田調査官) 設問については、今回廃止するもの以外は抜本的に変えるべきとの議論もあったが、アウトソーシングを考えると提出率等が若干低下することが予想され、次の改正時に項目等を思い切って変えることを考えている。

これにより、統計の調査方法が変わったために断層が出たのか、品目、項目を変えたために断層が出たのか把握できる。極力、必要のない項目は整理したが、統計の連続性のある程度勘案すると、もう一步踏み込んだ改正は、次回の2、3年後を考えている。

飯島委員) 過去の歴史的な経緯から来るニーズの面を踏まえて、大幅な改正を行うことについては、問題ないと考ええる。一方、需給・流通統計の調査対象は、日本の基幹的な産業でもあった。そのような産業がグローバル、ボーダレスな時代において、どのような国策的位置付けになるのか等、輸入と国産との比較において把握していく必要がある項目はまだあると考ええる。それにより、日本の残された国内産業をどう保護するか、あるいは海外とのすみ分けをどう図るかについては、国策的にも極めて重要な意思決定を伴い、参考になるデータもあると考えるので、その点には十分留意して御検討をいただきたい。

また、最近ではリサイクル産業が非常に大きく変化しつつあり、平成12年4月からはリサイクル法が完全施行され、ペットボトルも約30万トン回収されている。これが繊維関係等で大幅に利用されるようになってくることから、リサイクルビジネスが国策

として非常に重要視されつつある。その面からも、リサイクルビジネスというものがある程度わかるような項目立てをすることが、国策から見ても参考になると考える。

石田調査官) 飯島委員のお考えのとおりである。今回、需給・流通統計の見直しを図るに当たって、石油製品需給動態統計は単に石油の安定供給のみでなく、環境分野でも幅広く利用されており、指定統計のまま残すべきとした。

また、繊維流通統計と非鉄金属等需給動態統計は、調査対象の輸入比率が非常に高く、あるいは輸入に相当押されてきている産業であり、WTO問題等も含め注視していかなければならない分野であるため、中止せずに承認統計として残すべきとした。

リサイクル問題は、決して軽視するというのではなく、経済産業省生産動態統計等の原材料の投入項目等により、ある程度把握していかなければならないと考えている。

竹内会長) 飯島委員の御発言との関連も深いですが、特に繊維は中国から完成品を、直接、日本の小売業者が輸入している。このようなプロセスはとらえられるのか。

石田調査官) 今までは、完成品ではなく、糸、織物あるいは繊維原料の段階で把握している。ただし、織物、糸あるいは繊維原料の段階で、中国にどれだけ輸出されているかについては、メーカーが輸出し、現地子会社が製造するものもあり、この繊維流通統計によって、製品をすべて把握することはできないが、類推あるいは加工することにより一部把握できる。

現実としては、卸売業者に調査票を配って回収するのは困難になってきており、御指摘の点はできる限り商業統計等により一元的に行い、幅を広げないこととしている。現在は製品が重視されているが、昔ながらの原料の段階だけを押さえていたのが実態である。

竹内会長) 商業統計で製品を把握することは非常に難しいと思う。製品について把握する方法を考えた方が良いのではないか。

篠塚委員) 参考資料「紙流通統計調査の中止について」では、「物資供給過剰や需給調整の必要性の低下等の環境変化による行政施策上の必要性の低下を踏まえ、中止する」としている。先ほど、行政施策上の必要性は低下してはいるが、経済分析上でウェイトが変わってきたとの御説明があった。単純に行政で指導する必要がなくなったという理由で中止するのではないと理解してよろしいか。

石田調査官) 経済施策や統計分析上、個別物資のトータルのウェイトが縮小し、ほとんど分析に使うことがなくなってきている。したがって、あとは行政施策上必要かどうかという問題であるが、行政施策上の必要性も極めて薄いことから中止することとした。

新村委員) いわゆる需給・流通統計は、最終的に五つの指定統計を改正することにより、指定統計は石油製品需給動態統計のみ、あとは承認統計としているが、需給・流通統計の全体像が見えにくい。

岩本課長) この改正案では、指定統計として残るのは石油製品需給動態統計のみである。承認統計としては非鉄金属等需給動態統計、繊維流通統計、鉄鋼需給動態統計等が残る。

石田調査官) 補足説明すると、鉄鋼需給動態統計と貴金属流通統計、生コンクリート流通統計、革需給動態統計に加え、経済産業省生産動態統計に極めて近いが、砕石、砂利、骨材を調査する砕石動態統計だけが残る。

完全に中止するのが、今回は石炭需給動態統計と紙流通統計であり、それ以外に、かつては、りん酸質肥料及び複合肥料の受払報告、石灰用途別出荷実績調査、セメント需給動態統計、合成ゴム需給期報があったが、これらはもう過去に完全に中止している。これらは昔から承認統計であり、審議会に諮ることはなく、申請をしないという形で中止している。

竹内会長) 本件については運輸・流通統計部会で審議していただくこととし、美添部会長にお願いする。

(2) 答申事項

1) 諮問第 263 号の答申 (二) 「特定サービス産業実態調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官が資料 2 の答申 (案) の朗読を行った。続いて、美添運輸・流通統計部会長が審議経過及び答申 (案) の説明を行った。

美添委員) この改正計画については、本年 5 月に開催された統計審議会において、答申 (一) の後の審議再開の説明がなされ、運輸・流通統計部会に審議が付託された。改正計画に係る部会は合計 3 回 (5 月 17 日、5 月 24 日及び 6 月 15 日) 開催された。

まず、答申 (案) の「1 今回の改正計画」では、「(1) 調査対象業種」が一番重要なポイントである。今回の計画では、調査対象業種選定の条件として、経済産業省から提示された 8 条件を設定している。この条件により、平成 13 年調査以降は、娯楽関連産業において、「映画館」、「ゴルフ場」、「遊園地・テーマパーク」等 8 業種が選定されている。また、平成 14 年調査以降は、教養・生活関連産業において「クレジットカード業」、「外国語会話教室」、「エステティック業」等 7 業種が選定されている。いずれも、それぞれの上位分類ごとの業種を 3 年に 1 回調査するのが基本的な計画になっている。

これについては、調査対象業種選定の考え方が明確なものとなっており、これにより、本調査の目的に適する業種が選定されるとともに、「統計行政の新中・長期構想」に提言されている消費者向けサービスを適時、的確に把握していく上でも、この調査で供給側からの把握の充実が図られるとの観点から、おおむね適当と判断した。

「おおむね」とは、問題が全くないということではない、ということだ。調査対象業種の定義として、アクティビティベースの調査であり、対象とする事業所が副次的な業種として当該業種を営んでいる場合も調査客体として選定される仕組みになっている。このため、調査客体の選定については、主業種は事業所・企業統計調査が基本的な調査となっているが、その名簿と本調査の名簿を突合した上で、調査客体の捕捉を行い、加えて、副次的な業種についても関係団体の名簿等を利用して捕捉する構成になっている。以上から、関係団体の名簿等を用いて捕捉を行う場合は、当該業種の定義に照らして、調査客体を的確に選定する必要があると判断した。

「(2) 調査事項」については、業種間の比較が可能となるよう、「従業者数」、「営業費用及び営業用有形固定資産取得額」等の把握の充実が図られている。その一方で、報告者負担の軽減が図られており、「業務の開始年」、「事業経営の現状等」等の項目を削除する見直しが計画されている。

これについては、「ビジネス支援産業」に属する調査対象業種及び毎年調査業種に

係る調査事項と同様に、サービス産業施策における活用が最も基本であるが、それと同時に国民経済計算、産業連関表等のマクロ指標作成における付加価値額推計の充実に資することができるかと判断した。また、調査全体として調査事項の縮減がなされ、報告者負担の軽減も実現されており、適当と判断した。

なお、調査票が多岐にわたり詳細に紹介できないが、調査票によってはサービス業の種類別の内訳等各調査対象業種に特有な調査事項が設定されている。これについては、サービス活動の実態が適時、的確に把握できる調査事項となるように、今後とも留意していく必要があると判断した。

「(3) 集計様式」については、全国集計表又は都道府県別統計表において、調査対象業種及び調査事項の変更に応じた集計事項の追加、修正等が計画されている。これにより、「ビジネス支援産業」に属する調査対象業種及び毎年調査業種に係る集計事項と同様、サービス供給活動の実態が適時、的確に明らかになると判断し、適当としている。

「2 今後の課題」としては、「パチンコホール」等小規模で事業所数が多いサービス産業の把握方法について指摘している。

本調査は、性格が構造統計であることから全数調査を前提としており、このような業種を調査すると、調査に要する総費用が極めて高くなることが一方にある。今回の改正計画では、調査対象業種選定の条件として8条件が挙げられているが、パチンコホールについてその条件を個別に見ると、「業種内でサービスの種類又は活動の形態が多岐にわたっているもの」という条件が満たされていない。また、「事業所の規模の分布が小規模から大規模に広く分布している」という条件も満たしていないことから、調査実施者としては調査対象業種に選定しないとする原案を作成している。

これに関して、小規模で事業所数が多いサービス産業については、「統計行政の新中・長期構想」の提言を踏まえ、調査対象業種選定の8条件すべてを満たしていない場合であっても、「一定の産業基盤を有しているもの」、あるいは「国民生活に及ぼす影響が大きいもの」等の条件に照らし、調査の必要性が高まった場合には、調査の効率的な実施を図る観点から、全数調査でなくとも、調査対象業種に属する事業所の標本調査等を導入することを含め、このようなサービス産業に対する調査実施について検討する必要があると指摘した。

[質 疑]

竹内会長) アクティビティベースの調査であるので、副次的な業種も調査客体になるとすると、ホテルでは結婚式場の業務を随分行っているが、例えば、結婚式場業としては、どの範囲が対象となるのか。

美添委員) 定義上は、名簿にあれば対象となる。

入山補佐) ホテル等も結婚式場業の調査対象である。

竹内会長) この点に関し、本来業務としての営業を行っていない法人、例えば、学士会館、虎ノ門パストラル、竹橋会館等は対象となるのか。

仲田課長) 本調査は、アクティビティベースであり、定義的にはサービスを業として提供していると認められると、調査対象となる。

竹内会長) 「業として」とは、本来利益の追求が建前となるのか。

仲田課長) 非営利団体の場合も、適切な対価を徴収しサービスを提供した場合、基本的には業としてサービス提供を行うものとしてとらえられる。

竹内会長) 現実的には対象となっているのか。

仲田課長) 対象に入っているはずである。

竹内会長) その方が望ましいだろう。相当のウェイトを占めているはずである。

美添委員) ある程度の規模でなければ、アクティビティとして捕捉できないのが現実のはずである。

竹内会長) それは当然だろう。つまり、事業所・企業統計調査では、結婚式場業ではなく、ホテルでしかとらえられない。非営利団体が所有している会館は、宿泊を業としていても、おそらく事業所・企業統計調査の対象ではなく、とらえるのは困難ではないかとの危惧の念を持ったが、とらえられるならば問題ない。

篠塚委員) 3点質問したい。1点目は、答申(案)では、「平成6年及び平成11年のサービス業基本調査の実施に当たり調整した結果設定された『業務の開始年』、『事業所の開設形態』等の調査事項については、今回、削除等を行う計画である。」としているが、その理由は何か。

2点目は、調査対象業種の選定に当たっては8条件を設定しているが、最初の「一定の産業基盤を有しているもの」という時の「一定の産業基盤」の判断に当たっては、一定の統計資料又は指標等を使用するのか。

3点目は、同じく調査対象業種については、毎年調査するものと3年周期で調査するものがあるが、3年経過時においても3年前に選定されていた業種について、依然として8条件を満たしているか必ずチェックするのか。あるいは、この統計の性格上、3年前に選定した業種の3年後の状況も重要であることから、比較をするのか。また、4年目に新しい業種を選定することにより、対象業種を拡大するのか。

入山補佐) 「一定の産業基盤」というものについては、売上金額が一定額以上としているのではなく、サービス業基本調査等で大きな産業基盤を持っているところと解釈している。

また、3年後改めて見直すのかどうかについては、必ずしも今回選定された業種が常に選定されるということではなく、需要の減少等一定の条件を満たさなくなった業種は見直しを行う。

篠塚委員) 利用者側の視点に立つと、3年前に選定されていた業種の推移を知るため、再度選定されるという期待があるが、3年前の選定業種であっても8条件を満たさねば対象外とする作業を行うということなのか。

仲田課長) そのとおりである。現在作成した計画の業種で行うことを基本に置きつつ、3年後に新たな需要が出てきた場合に、新たな業種を追加するかどうかを含めて見直しを行っていく。

篠塚委員) 全く白紙の状態から対象業種を選定するということなのか。

入山補佐) 基本的には、今回作成した計画の業種を基本に置きつつ見直すこととしている。

竹内会長) 要するに、「ビジネス支援産業」、「娯楽関連産業」及び「教養・生活関連産業」のカテゴリーは、3年周期で実施することを確定しているということだろう。

「ビジネス支援産業」を非常に多岐にわたる中から選定する場合、主なものは毎回選定するが、それ以外は毎回見直す「ミックスチャー」で実施すると理解して良いのか。

美添委員) 従来からそのような考え方で実施してきたが、今回の改正計画で業種選定の基準を導入し、明確にしたものである。

竹内会長) 本来、この統計調査は構造統計であり、動的に使うことはあまり考慮されておらず、3年間の変化率を把握する必要性がないと理解して良いのか。

美添委員) 主要な業種は実質的には3年間で変化しないことが多いものの、本調査は、概して、産業全体について把握できるため、3年間の変化率を把握することもできる。また、もう一面では、新しい産業を積極的に取り込むことが従来から行われてきており、そのための基準を今回整理する必要があるものと理解している。

仲田課長) 基本的にはそういうことである。

3年間経過し、かなり大きな構造変化があり、その業種のウェイトが減少、あるいは業種そのものが消滅するということがあれば別だが、選定業種は3年後に大きな変化がない限り選定される可能性が高い。その段階で新たな基準を満たす業種があれば、その時点で選定することになる。

竹内会長) 篠塚委員のもう一つの質問は、調査事項を削除したという点であったが、この点はどうか。

入山補佐) 業務の開始年と事業所の開設形態等の調査事項について今回削除を行うが、このうち、業務の開始年については、事業所の開始年ではなく、その事業所が当該アクティビティを行う開始年として調査していたが、事業所の開始年は明確であるのに対し、アクティビティを開始した年はかなり不安定な情報が多く、今回は記入者負担の軽減も含め、削除させていただいた。

美添委員) この点に関するサービス業基本調査との関係については、サービス業基本調査は小規模事業所を対象に5年周期の標本調査としており、業務の開始年等の情報は必要な事項である。重複排除の観点から、特定サービス産業実態調査で調査している対象事業所、該当業種に関してはサービス業基本調査の対象から除外することとし、平成16年に同じ事態が予想される場合は、また、その時点で検討が必要であると答申(案)では整理している。

飯島委員) 私も、開始年について篠塚委員と同じことを伺いたいと思っていた。

主要改正点(案)の調査事項の変更として、「事業経営の現状等に関する質問事項の廃止」があるが、最近、一つの事業単位のみで何十年も事業を行う事業所は少なくなりつつある。定款変更等も伴うが、本来業務にパッチ式の新しい業務の機能を付け加え、事業全体としてはキープしている事業所がある。事業の多角化、多様化が進み、ボーリング場もボーリング場自体の規模縮小を行い、スイミングスクールを併設する、あるいはレストランを併設する等多様化してきている。したがって、この項目は、事業の多様化への変革の対応の動きを見る上で必要ではないのか。一挙に報告者負担の軽減の観点から削除するのは、目的から見て妥当なのか。

竹内会長) 飯島委員の御質問の趣旨はわかるが、企業が対象になるので、アクティビティベースを単位にした調査にはなじまなくなる。

企業戦略に関わることであり、どちらの方向から調査すべきか良くわからないが、両方入ると混乱が起こる可能性があると思う。アクティビティベースでアクティビティの現状を主に把握するのであれば、業務の開始年の項目を削除し、統計調査とし

てはあくまで現状だけとらえることに徹底して良いのではないのか。

飯島委員の求める企業戦略としてのサービス産業の在り方についての調査は、このような形態の調査でない方が良いと思うので、全体のサービス業調査の枠の中で考えれば良いのではないのか。

入山補佐) 飯塚委員から御発言のあった事業の多角化については、兼業の部分もとらえており、アクティビティ以外の業の割合についても調査票でとらえている。

美添委員) 副次的な業をとらえる意味では、事業所と企業では基本的に違う。削除される項目のうち、例えば、「事業経営の現状等」については、アンケート的なところがあり、回答者の間で判断が揺れていたのではないかということが想定される。

新旧対照表に改正理由が詳しく記載されており、「事業経営の現状等」を削除する理由としては、「質問項目である事業経営の現状等については、調査時点の記入内容と公表時点で結果が異なる場合があり、利用者に適時情報として提供できないこととともに、記入者負担の軽減のため削除する。」としている。

例えば、ゴルフ練習場調査票で削除となっているところを見ると、アンケート調査的な色合いが濃いものであり、統計調査の体系から削除した方が記入者負担の軽減も実現でき、その他の項目の精度が向上すると考える。

竹内会長) 本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。御異議がなければ、総務大臣に対して答申することとする。

それでは、実施者である経済産業省の成田統計調査部長から御挨拶をいただく。

成田部長) 今回まとめていただいた「特定サービス産業実態調査」の実施者である経済産業省を代表して御礼申し上げます。

特定サービス産業実態調査については、サービス産業に関する基本的な統計調査であり、昭和48年の発足以来、業種の拡充、ローテーションの実施等、行政ニーズに対応して拡充を図ってきたところである。

平成12年6月に答申(一)をいただき、今般、平成13年度及び平成14年度の調査対象業種に関し、答申(二)として取りまとめていただいたところであり、本答申に沿って、着実に実行してまいりたい。

今般の答申の取りまとめに当たり、竹内会長、美添部会長を始め各委員、関係の専門委員の方々から積極的な御意見をいただいたことに感謝申し上げますとともに、今後とも御指導、御鞭撻をお願いしたい。

2) 諮問第273号の答申「家計調査及び特定消費統計調査(仮称)の計画について」

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官が資料3の答申(案)の朗読を行った。続いて、廣松国民生活・社会統計部会長が審議経過及び答申(案)の説明を行った。

廣松委員) 家計調査及び特定消費統計調査(仮称)の計画については、本年5月11日に諮問を受け、国民生活・社会統計部会にその審議が付託された。本件に係る部会は5回(5月18日、5月31日、6月14日、6月22日及び6月29日)にわたって開催された。

まず、答申(案)「1 個人消費の動向を把握する統計調査の枠組み」については、家計調査にこれまで実施されていた単身世帯収支調査及び貯蓄動向調査を統合するとともに、それを補完する意味で、特定消費統計調査(仮称)を承認統計として行うと

いう枠組みに関してまとめたものである。

この点に関しては、既に本審議会でも、従来の家計調査は個人消費データの原点であり、基礎データとして必要不可欠なものであるとの評価をいただいている。ただし、現状の家計調査に関しては、特にマクロ的な把握の観点から必ずしも十分ではないという意見も頂いている。すなわち、景気動向の把握のために改善の余地があるのではないかということである。

それに対する一つの改善策として、本審議会でも家計調査の調査客体数を増やすということが意見として出されたが、現在の調査客体数でも調査協力を得ることが大変難しく、それに伴い実査を担当している地方自治体が大変苦勞している状況から見て、大幅に増やすのは困難であると判断した。同時に、家計簿方式については、品目ごとの金額、数量を記述し、それが消費者物価指数のウェイト作成等に用いられており、現段階では必要性があると判断した。

以上を踏まえ、今回の調査計画としては、従来の家計調査に単身世帯収支調査及び貯蓄動向調査を統合するとともに、現行の家計調査においては出現率が低く結果精度に大きな影響を与えるような、典型的には自動車の購入等の高額商品、サービスの消費に関して、家計調査よりも調査客体数の多い特定消費統計調査（仮称）により、その状況を把握し、家計調査を補完するというものである。ただし、特定消費統計調査（仮称）に関しては、近年増加が著しいIT（情報技術）関連の消費を把握しようとする目的もある。

この基本的な枠組みに関しては、高額商品、サービス以外の日用品等の消費については現行の家計調査においても出現率が十分高く、現行の調査客体数8,000強で十分な精度が確保されていることを勘案し、厳しい調査環境の中でIT関連の消費も含めて、個人消費動向をよりの確に把握するために新しい補完調査を併用するということが現実的な改善策であると評価した。

そのような枠組みを部会全体として了承した後、具体的に二つの調査計画の評価を行った。

まず、家計調査の改正については、単身世帯収支調査及び貯蓄動向調査の統合に加え、調査事項、調査の方法、調査票の構成、集計様式及び公表方法に関して審議した。

また、特定消費統計調査（仮称）の計画については、調査対象と選定方法、調査事項、調査の方法、調査票様式、調査世帯の交替、集計様式及び結果の公表に加え、調査の名称に関する審議した。

「家計調査の改正」については、家計調査に単身世帯収支調査及び貯蓄動向調査を統合することは、個人消費動向のよりの確な把握に資するものであり、また報告者負担の軽減からも適当と判断した。

「調査事項」に関しては、単身世帯を対象に「毎月の収支」、「年間収入」及び「世帯の状況」について調査し、さらに二人以上の世帯に関しては、貯蓄・負債の保有状況を調査することとしている。これは、両調査を統合したことの結果であり、調査事項もおおむね適当と判断した。

しかしながら、貯蓄・負債の保有状況に関しては、5回目の部会において多くの専門委員から活発な意見が出た。その結果、「借入金残高」に関しては、借入先を区別

しない計画としていた当初案を変更し、借入先によって金利負担等も異なることから、「公的機関」、「民間機関」及び「その他」に区分することとした。これにより、借入残高と借入先別に消費動向をみることができ、有用な情報が得られ、さらに今回の改正計画では、貯蓄・負債の保有状況に関する調査事項が従来の貯蓄動向調査に比べると大幅に簡素化されているので、「借入金残高」を分割して調査項目を増やしても、全体としては報告者にとって負担軽減になる。すなわち、「公的機関」、「民間機関」及び「その他」に借入先を3分割して調査することが適当であるという結論に達した。

また、「調査の方法」に関しては、貯蓄等調査を調査開始から3か月目に行うことにしている。現行の家計調査では年間収入調査を1か月目に行っており、タイミングも考え、3か月目に行うとした。現時点での推計では、現行の貯蓄動向調査と同程度、あるいは少し高い精度が得られると判断され、おおむね適当としている。すなわち、現行の貯蓄動向調査の調査対象世帯は、家計調査の調査世帯を含むおおよそ6,000世帯であるのに対して、今回は家計調査の中に調査事項として取り込むことにより、おおよそ8,000世帯となる。これを半年単位で交替させることから、2倍のおおよそ1万6,000世帯の調査が可能であり、現行の精度よりも少し高い精度が得られる。

ただし、ある月の貯蓄・負債の残高について、その月を含む前後合わせて6か月間に調査対象となっている異なる調査客体について調査することになり、やや複雑である。つまり、貯蓄・負債の残高を記入するのは、特定の調査世帯にとって調査開始3か月目であるが、その世帯が6か月ごとに交替する。3か月目にだけ調査するということから、四半期ごとの数値は同一の世帯のものではなくて、異なる世帯のものとなる。したがって、異なる調査客体の残高の平均という形にならざるを得ない。

このような調査方法からくる結果数値には限界があり、四半期ごとに行う公表で、この点を報告書に明記すること、誤解がないような形で報告書に記載することを求めている。

また、この貯蓄・負債に関するデータの安定性については、まだ実際に調査が行われておらず、現時点では何とも言えない。例えば、ボーナス月の前後には変動することが通常予想されるが、どう変化するかも含め、今後、調査結果を確認していく必要がある。

重量記入に関しては、家計調査の報告者負担の大変大きな面を占めていたと考えられるため、それも考慮し、調査期間を現在の6か月間から調査開始月の1か月のみに短縮する計画である。これにより大変大きな負担が大幅に軽減され、また、調査実施部局から、1か月間のみの調査でも推計方法の改善によりCPIウェイト等の算定に必要な精度は十分得られることを示していただいたので、適当と判断した。

「調査票の構成等」に関しては、単身世帯収支調査及び貯蓄動向調査等を統合したことを踏まえ、調査票の共通化、さらには家計簿の口座振替欄について項目名を調査票にプレプリントする形で追加を行っており、報告者負担の軽減の観点から、適当と判断した。

「集計様式及び公表方法」に関しては、調査項目の見直しに応じたものになっていると判断している。家計調査は、過去との継続性の観点から、これまでの集計様式及び公表方法を原則的に踏襲することとし、新しく統合された調査及びそれに基づき新

しく加わった調査事項の追加に見合った形の集計及び公表になっているかという視点から評価した。

ただし、公表方法については、二人以上の世帯に関する集計結果を調査月の翌月末に公表し、単身世帯及び二人以上世帯を合わせた総世帯に関する集計結果については四半期の結果を2月、5月、8月及び11月の中旬に公表する計画である。現在の調査方法、その推計及び集計のプロセスからみて、四半期ごとに公表する計画に関しては、結果精度を確保する観点からも、ほぼ適当と考えている。

続いて、「特定消費統計調査（仮称）の計画」については、新しく改正された家計調査の補完調査として、主として高額商品、サービスの消費支出について行うものである。調査対象は約3万世帯であり、そのうち約1割（10世帯のうち1世帯）は単身世帯を含める計画であり、必要な精度がほぼ得られると考えられることから、おおむね適当としている。ただし、単身世帯については、試験調査の段階で必ずしも二人以上の世帯の回収率と比べて「良い」と言える状況ではなく、特に単身世帯について回収率の確保に努める必要があるとしている。

もう一つ大きな点は、他調査、すなわち家計調査、労働力調査等家計を対象とした調査との重複の問題についてである。今回の調査計画では、他の調査との重複を排除するため、調査区を別途選定することとしている。この点は、報告者負担の軽減及び調査員の負担を重くしないという観点からも、必要かつ妥当な措置と判断した。

調査実施部局の設計上の案では、おそらくこの重複排除に関して最低5年、特に人口が比較的集中している地区については、実行上10年程度は重複を回避できるであろうとしている。ただし、一方で、比較的人口が少ない県庁所在地等については、実現できるかどうか難しい点があり、今後の調査の実施に当たって、調査実施部局に十分配慮いただくよう、部会審議での議事録等に残すこととした。

「調査事項」に関しては、世帯の基礎的な状況とともに、家計調査を補完するために必要な調査品目及びIT関連の商品の的確な把握に資するものであるということから妥当であるとした。また、今回の計画では63品目に限定し、固定する方法を採る計画である。これは試験調査の際、調査対象世帯に自由に書いてもらうことにすると、かえって漏れが多くなる傾向があり、あらかじめ固定品目を決めておき、そこに金額、消費を記入してもらう形式の方が捕捉状態が良いとする試験調査の結果によるものである。これに関しては、実施部局からも説明をいただき、おおむね妥当としている。ただし、特にIT関連の調査事項に関しては専門用語が大変多くなっており、「記入の手引き」等で十分な説明をする必要があるとしている。

「調査の方法」に関しては、「3 今後の課題」でも取り上げるが、収入のある同居の子供等のいわゆる世帯内単身者の消費を的確に把握することが極めて重要と考えられる。特に、IT関連の消費は、おそらくそのような世代が一番大きな消費者層だろうと思われ、これらをなるべく的確に把握するため、新たに「個人用メモ」というものを配布した上で、調査としては1か月単位で報告いただく。その「個人用メモ」には日々の支出も書けるような欄を設け、なるべく記入漏れがないようにするなど、調査上の工夫をすることとした。

また、この統計調査は、民間の調査機関に委託して調査を実施することとしている。

このことに関しては、家計調査のところでも説明したとおり、現在、地方公共団体における統計調査の事務負担が大変重い状況になっており、家計調査に比べ4倍近い3万世帯を対象とする大きな調査を新たに都道府県に委託するのは大変困難であると考えられ、また民間調査機関においても調査遂行能力は十分であると判断されることから、民間調査機関への委託はおおむね妥当としている。ただし、これは当然のことながら、委託の際には契約において守秘義務等を明確にした上で、調査客体に誤解を与えない措置が必要である。

それに伴い、この調査の回収に当たっては、統計調査員と郵送を併用することとしている。これは予算的な制約もあり、やむを得ないが、結果精度を確保する観点から、郵送による回収については特に回収率の確保に努めることが必要であるとしている。

次に、「調査世帯の交替」については、この調査では、調査世帯を1年間継続して調査する。そして全体の調査世帯を12グループに分け、グループごとに定期的に入れ替える。すなわち、12分の1ずつ入れ替える調査方法を採用。時系列で見た場合、結果の安定性が確保されることから妥当と考えられるが、一方、一つの世帯に関して12か月間調査を依頼することになると、調査世帯標本の欠落の問題が起こるおそれがある。これをアトリションあるいは標本の欠落と呼ぶが、今後、調査結果によってその状況を把握し、調査結果への影響について検証する必要があると考えている。

もう一つ大きな点として、新しく導入される調査に関する「集計及び結果の公表」に関して、特定消費統計調査（仮称）そのものの結果も重要ではあるが、調査の位置付けとして、家計調査を補完する性格ももつ。したがって、両調査をどのように合成するかに関しては、大変大きな問題が残っている。その適切な合成方法については、まだ実際に調査が始まっておらず、現時点では必ずしも明確な方法が提示されていないが、少なくとも前年同月比が把握できるようになる調査実施から1年後には、合成した結果を公表できるよう検討を行うことを求めている。

最後に、「調査の名称」については、実は部会においても様々な意見が出された。かなり審議に時間を要したが、最終的には以下の三つの点、すなわち1)この調査が家計調査を補完する調査であり、2)他の統計調査、特に世帯を対象とした調査と紛らわしくなく、3)国民に分かりやすく、協力が得やすく、ユーザーにも十分使っていただけることを考慮し、「家計消費状況調査」という名称にした。この点に関しては意見が多々あると思うが、以上の三つの点から判断し、「家計消費状況調査」の名称で出発させていただくこととしたい。

「今後の課題」として、「調査対象世帯の協力の確保」に関しては、本審議会でも度々議論になり、家計調査に関して常に言われることであるが、地道な努力であっても、引き続き調査世帯の一層の理解・協力を得る方策について検討していく必要があるとしている。

「家計調査における調査方法の改善」については、世帯内単身者の収支状況の把握方法、また、家計簿方式よりも簡便な方法という意味で、よくレシートの貼付方式が話題になる。これに関しても、幾つか実験的な試みはあるものの、実査上、統計調査員なり統計センターなりの補記が必要な事例が結構出るといった難点がある。これらについては、すぐに採用することは難しい状況であり、引き続き検討する必要がある。

また、新しい点として、「情報技術を活用した調査の導入」については、現時点ですぐに導入することは、特に世帯調査、家計を対象とした調査の場合には難しい状況であり、今後の課題として整理している。

「単身世帯における貯蓄・負債状況」に関しては、残念ながら今回は調査を行わない計画である。これは、協力の状況、試験調査の結果等から致し方ないと判断したが、世帯全体の貯蓄・負債の状況の把握、および、貯蓄・負債と消費の構造の関連を見る意味で重要かつ必要な情報であり、将来的には新たな調査方法の導入を含め、その把握を検討する必要があるとしている。

それから、最後に「家計消費状況調査」は固定品目を調査することになっているが、当然ながら状況の変化による新しい品目の出現、あるいは調査品目の出現率の変化等から不要となるものも出てくるかもしれないため、調査品目の取捨選択に関して適切に見直しをしていく必要があるとしている。

[質 疑]

舟岡委員) 借入金残高については、借入先を「公的機関」、「民間機関」及び「その他」に区分することとしているが、その区分に紛れがないようにお願いしたい。例えば、「公的機関」といった場合、公的な所有か、それとも公的な経営かについて明確に示すことが必要となることも考えられる。

廣松委員) 家計調査調査票変更箇所及びその理由一覧(案)に借入金等の新旧対照表があり、「公的機関」、「民間機関」、「その他」のそれぞれに例示をしているが、これ以上細かくすると見にくくなる。説明は十分尽くすべきであるが、どのような形で入れるか工夫することとし、指摘の点は、なるべく反映させたい。

同時に、「公的機関」に関しては、指摘のとおり、調査開始前にも変更があるかも知れず、臨機応変に対処できるよう調査実施部局に努力していただくことになっている。

菅野委員) 一つの焦点である単身世帯については、単身世帯のウェイトは25%以上であり、二人以上の世帯と比較すると3分の1強である。サンプル上は約1割にとどまっており、当然、ウェイトが低いとコストが高い、すなわち単身者調査は困難であることは分かるが、一方、回収率も低いとの説明である。どのくらい低い回収率なのか。

回収率が低いと、実際にはサンプル以上の小さなウェイトになる。一つの考え方としては、むしろ回収率が低いことを前提とし、3対1以上の単身者をサンプルとして集めると、結果として大体バランスが良くなる。今回、当然部会審議でも議論いただいたと思うが、全体の精度を犠牲にしても、やはりそのコストを重視せざるを得ない状況なのか。

福井課長) 「家計消費状況調査」は、郵送回収においても回収率を少なくとも7割以上という条件で、民間の調査機関に委託する予定にしている。単身世帯も同様である。最初の段階で3万世帯のうち1割に当たる3,000世帯を確保し、そのうちの最低7割を郵送回収における回収率と考えている。

民間の調査機関であり、単身世帯に対する消費関連の調査は初めてであるため、試行錯誤はあると思うが、できるだけコストパフォーマンスを上げ、回収率を上げる努力をしていきたい。

菅野委員) コストについての御説明をいただきたい。3分の1をサンプル数とするのが普通と思うが、おそらく何らかの理由で1割に落とされたということなのではないかと思う。

福井課長) 試験調査によれば、調査への協力を得るまでの訪問回数が、単身世帯は二人以上世帯の約2倍であり、当初の依頼の段階で倍以上の努力をする必要がある。単身世帯では実際に回収率が二人以上世帯に比べてやや落ちていることを勘案し、全体の中で実際のフィージビリティを考慮すると1割くらいが限度であろうと考えている。

竹内会長) 4分の1のウェイトの基準は世帯数か。

福井課長) 全体の世帯数の中で単身世帯が4分の1である。

竹内会長) 人数のウェイトにするとどのくらいか。

岡本課長) 金額ウェイトで見た場合は2割弱である。

竹内会長) 単身世帯は一人であり、単身ではない世帯は少なくとも二人以上である。そうすると、世帯数で4分の1であれば、人数のウェイトでは10分の1くらいのはずであるが。

岡本課長) そのとおりである。人数では1割強である。ただし、規模の経済性が働くことから、一人当たりの水準は違う。

竹内会長) 消費としては、単身世帯は主として大人であり、規模の経済性を勘案すると、10分の1より大きくなり、5分の1くらいか。

岡本課長) 5分の1から6分の1くらいである。

竹内会長) そうすると、消費金額を捉える場合、もう少し多くなるのではないか。それはコストがあるから10分の1ということか。コストとウェイトのバランスで考えていると思う。

菅野委員) 平成13年1～3月期もかなり単身世帯のGDPベースの消費が悪化したとしている、がなるべく回収率を上げ、精度を上げていただくようお願いしたい。

篠塚委員) 菅野委員の意見と重なるが、回収率を上げるための工夫も大事な点であろう。答申(案)「調査票の配布及び回収」でも検討課題としており、回収率を上げ、結果精度を確保する観点から、「特に郵送による回収について回収率の確保に努めることが必要である。」と記されているが、この前のパラグラフで、「今回の調査計画では、調査票の配布は調査員が行い、調査票の回収は、調査員による回収及び郵送による回収を併用する。」としている。予算的な制約等があるが、精度を上げるために郵送の回収率も上げなくてはならないという表現である。単身世帯の回収が困難であることは実施者も説明しており、単身世帯の場合は調査員が何回も丁寧に行けば回収率が上がり、放っておいたら郵送ではなかなか回収されないという傾向もある程度分かっていると思う。

そこで結果精度を確保するために、単身世帯と二人以上世帯を分けた場合、単身者向けに、調査員による回収のウェイトをより大きくすれば回収率も上がるのではないかと思われるが、どのようにお考えか。

福井課長) 現在のフィージビリティを考えると単身世帯を1割程度とするが、できるだけ、調査の段階で、1年の間に回収率が落ちるようであれば督促をする、あるいは方法も改善する工夫をしていきたい。

竹内会長) おそらく、単身の場合は調査員が行っても留守が非常に多いというのが問題だろう。その辺は考慮しなければならないと思うので、是非御努力いただきたい。

飯島委員) 家計調査は個人消費の中でも非常に大事な調査である。今後のことを考えると、インターネット時代を迎え、このような時代こそ単身世帯の多さという生活の変化もあることを考慮に入れ、調査対象世帯の協力の確保についてもう少し抜本的な対応策を検討する必要があるのではないか。

特に、調査員の苦勞の多さを考えると、あまりにも手当額が低すぎる。それから、毎月調査される世帯も、滅私奉公的な、ボランティア活動として協力する程度である。これではいけないのではないか。答申(案)に「予算上の問題があるから」としているが、そうではなく、国民の経済活力、経済の景気動向を把握する重要な指標であると考え、個人消費が経済の民活の原点であるとして、政府も地方も我々民間企業も使用するとすれば、それなりのニーズがあり、ここは思い切った対応策を考えていいテーマだと思う。

また、「家計消費状況調査」を補完的に導入していただけることは非常に良いことだと思う。そこで考えなければならないのは、特定調査とはいえ、数が相当多い。この中には、もう日常生活の中に取り込んでもおかしくなく、特定調査としてあげなくても良いような点も結構見受けられる。つまり、そのような面で、生活様式の変化に伴い、新しい項目の追加と一般の家計調査に振り向けても良い調査が暫時出てくると思われるので、そのふり分けを是非お願いしたい。

また、家計調査をある程度リバイスする補完的な意味で特定調査を行うということであるが、結果の発表が今よりも遅くならないようにしていただきたい。配布と回収は原則として調査員が行い、分析は民間の調査機関が行うと理解して良いか。

福井課長) 集計まで含めて民間に委託することになっている。

飯島委員) 配布は調査員が行い、回収は調査員若しくは郵送で回収する。回収した調査票を分析して、結果として発表するのは民間の調査機関か。

福井課長) 基本的な結果表の作成までは民間の調査機関に委託するが、分析、発表行為は実施者が行う。

飯島委員) 是非、スケジュールが後に延びないようにしていただきたい。

竹内会長) 飯島委員の質問で、普通のものになっているのではないかとはい、どの項目についてか。

飯島委員) インターネットの利用料金があげられる。

竹内会長) この項目は、家計調査全体の消費総額を正確に把握する目的のほか、特にIT関連だけ調査するという別の意味もある。

飯島委員) 特定調査とはそういう意味か。

竹内会長) そういう意味である。

飯島委員) 「高額」にポイントがあると認識していた。

竹内会長) 高額、IT関連という2種類の目的がある。

飯島委員) 地代、家賃等、毎月、継続的に支払う費用も相当ある。

廣松委員) その点に関し、部会の議論においても、調査名を「家計消費状況調査」とすることに関して多くの意見が出された。そのとりまとめとして、今回の調査には、会長の言われたとおり、目的が二つあり、家計消費動向の把握だけではないということから「家計消費状況調査」としたものである。なお、この調査の集計結果は、家計調査と

合成して発表することを考えているが、それぞれの調査項目を家計調査と連動させる方法は、今後、調査実施部局等が研究会等を発足し、検討することになると聞いている。この点については、部会から実施部局に十分検討していただくよう申し上げた。

菅野委員) 家計調査は、改正後、調査月の翌月末に二人以上の世帯の集計結果を家計消費状況調査と併せて公表し、四半期末月の翌々月に単身世帯も合わせた総世帯を家計消費状況調査とは別に公表する。

改正前は、まず、調査月の翌月末に二人以上の世帯の勤労者世帯集計結果を公表し、全世帯を翌々月第一週、総世帯を四半期の翌々月に公表することになっているが、今回の説明の中には“全世帯”という言葉は入っていないと思うが、現在使用している用語で勤労者以外の世帯を含めた全世帯は翌月末に公表されるという理解でよいか。

岡本課長) 翌月末までに勤労者世帯の結果が出ることから、従来と変わらない。

菅野委員) 全世帯の公表時期はいつか。

岡本課長) 勤労者世帯の結果公表後、次週の同じ曜日くらいに全世帯を公表し、さらに四半期ごとに翌週の同じ曜日くらいに総世帯の結果を公表する予定である。

菅野委員) 全世帯と総世帯について定義が分かりにくい。英語ではオーバーオールとトータルとなり、海外からも分かりにくいと言われている。もともと概念の範囲が狭いが、現在の用語で全世帯を翌月末までに公表することは難しいのか。

もしそうであれば、「総世帯から除く」等に用語を変えた方が良いのではないか。

全世帯と総世帯という用語が残ると、ほとんどの人が分からないのではないか。

岡本課長) 全世帯と総世帯が紛らわしいという話は前から指摘があり、これまでの慣習で「全世帯」「勤労者世帯」という使い方をしていた。二人以上の世帯に単身世帯を加えた「総世帯」という用語は後から作ったものであるが、混乱が起きている面がある。そこは今後どうするか考えたい。

また、全世帯についても、今後も早期公表にできる限り努めたい。

菅野委員) 以前の審議会でも申し上げたが、総世帯ベースの公表は四半期毎としており、なるべく早い段階で毎月ベースに変えていただきたい。例えば平成13年第1四半期では、全世帯ベースでは消費は強く、単身世帯を合わせると全く絵が変わり弱くなった。毎月フォローし、レポートを書いているが、「強い」としていたものを、単身世帯を合わせた結果、急に「やはり弱かった」とすると、日本全体のエコノミストの海外への情報発信に対して信用度が落ちる。毎月公表すると弊害がなくなる。

ただし、毎月となると、勤労者、全世帯、総世帯と3本立てになるので、せめて速報と確報の2本立てにした方が良いのではないかと思う。

竹内会長) 単身世帯を毎月公表するのは、統計のばらつきの点で問題がありそうな気がする。

回収率等の問題もあり、単身世帯のデータそのものにばらつきが多くなるのはやむを得ない。単身世帯の毎月の速報まで出すことは、実際はそれほどばらつきはないものの、単身世帯の数値が0.5%の上昇、減少するのみで世間一般に誤解を招くおそれがあり、そう簡単ではないと思う。

菅野委員) その点については、単身世帯の精度を上げることで解決でき、それがもしベストエフォートであれば、後は使う方の責任だろう。

竹内会長) 使う方の責任とすると問題ないが、例えば、今年になった途端、なぜ先月に比べて

マイナス 0.5%か説明を求められた場合は困る。

菅野委員) それが一番ベストエフォートなら、やむを得ない。

基本的には、統計とは集めたものを基本的にまとめて出すのが国の役割であり、間違っただけの解釈については、解釈した者の責任とするしかないのではないかと。

竹内会長) 新聞等の各方面において、政府お墨付きの数字であり、小数点以下の桁まで誤差を許さない考え方も多い気がする。結果の公表については、ベストエフォートだからその先はいい加減でも仕方がないと言えない辛さがあると思う。

公表の早期化の努力はしていただきたいが、例えば貯蓄・負債のデータも、本当に毎月の数字をそのまますぐに公表して大丈夫かということについては自信を持ってない。それは精度を上げれば良いかということ、予算の問題等があり、そう簡単ではない。

また、飯島委員の発言に、調査客体に対する謝礼の問題があったが、私ももう少ししかるべき額を出すべきだと思っている。しかし、どのような形でその意見を表明したらいいのかということについては難しい。特定の統計調査に結びつけて表明することは、果たして良いのかという問題がある。様々な調査があり、それぞれに負担の軽重があるが、大多数の調査は調査客体に対して無報酬である。それは、調査に回答することは国民の義務だという点で当然であるが、家計調査などの場合、もう少ししかるべきものを出すべきではないか。それをどのような考え方にに基づき、どのような原理原則で行うかを明確にしなければ、また話が混乱するという気もする。

これは統計局、統計調査部又は統計基準部等、何らかの形で、関係官庁のどこかで検討いただき、原則としての基準を設け、謝金を出すべきだろう。少なくとも、平均的に何時間かかるか計算できるのではないかと。月に何時間かかるとしたら、その何時間分に当たる最低賃金と同額くらいは支出すべきという考え方が成り立つのではないだろうか。そのような検討を何らかの形でしていただきたい。もちろん、統計審議会でも可能であれば、ここで検討させていただきたい。

飯島委員) これは一般のアンケート調査とは違い、しかも国の個人消費の動向を推計する原点になっている。6か月間拘束し、指定した項目について正しく記入する義務と責任を負わせており、従来のようなボランティア的な発想では、お上から言われたら従うのが日本国民であるという時代でもなくなりつつある。ここはニーズ先行型の仕事の重みと拘束することを考えると、それなりに対応しなければならないのではないかと。

おかしな支出をするくらいなら、1か月に1万円を出しても8,000人で8,000万円であり、年間10億円にも満たない。予算規模からも大きな金額ではなく、思い切って考えて良いのではないかと。出すべきところには出して、削るべきものは削るというのが原点であろうから、是非、会長の指導のもとに協力したい。

美添委員) 単身世帯が特に問題になるが、単身世帯以外でも家計調査対象8,000世帯が少ないとよく指摘され、実施部局もできることなら多くしたいというのが偽らざる気持ちだろう。一方、形式的にサンプルサイズを増やすと精度が上がるかということ、必ずしも上がるとは限らず、海外の事例を見ても、必ずしも正確に調査できないものは、サンプルサイズを増やさないという姿勢だろう。

特に、家計調査のような難しい調査は、調査の非協力がかなりあり、この部分をどう処理するかが、実際に技術的な問題になっている。どういう説得にも応じない客

がアメリカを中心として多くの調査で見られ、ハードコアと称し、海外ではやむを得ないとして母集団の定義から除いてしまうことすらある。

しかし、それでは国民経済全体の推定ができないことになることから、一般にはあまり言われていないかもしれないが、少なくとも海外の統計調査の担当者にとって、ノーレスポンス、非回答、無回答、非協力等、様々な言い方でこのハードコアの問題が取り上げられ、誤差の要因の大部分とされている。

単身世帯の場合でも、形式的に客体数を増やせば良いのかということに関しては、精度を高める点だけから見ても、それほど簡単なことではないだろう。単身世帯の回収率を上げると言うのは簡単であり、答申には単身世帯の精度を上げることについて記されているが、その方法については、海外の事例を見ても誰も答えを持っていないのではないと思われる。予算を増額した場合についても、結果は増額してみなければわからない。海外の事例をみると、多少予算を増額し、民間機関で調査しているものでも次第に回収率が下がることもあった。会長の指摘もあるが、仮に月に1万円支払っても、単身世帯、一般世帯共に、すぐ良くなるとは言えないのではないか。

本当に難しい問題であり、答申（案）には今後も検討をお願いするという書き方しかないが、具体的に調査協力に対してどうするかについては、世界中で検討すべき課題だろう。

篠塚委員）その件については、部会で実施部局から提出いただいた単身世帯と二人以上の世帯で分けた場合のプレテストデータでは、調査員が行って回収した場合の回収率が上がっている。このテストケースの単身世帯に関して何回か調査員が行った結果、回収率が上がるというのが事実であれば、予算の配分等は調査員の回収の方が良いのではないか。

菅野委員）美添委員からの説明のとおり、現在のデータが限界であるならば、それを甘受し、やはり毎月公表した方が良いのではないか。特にGDPの推計等に使われるのであれば、幾つかの国では毎月のGDP公表の方向に向かっており、速報性が世の中で求められる段階にある。例えば、不安定な統計は機械受注等でもみられ、前月比で増減があっても、トレンドは統計的な様々な手法でわかるはずであり、利用者を信用いただきたい。

また、家計消費状況調査との合成手法には難しい問題があると思うが、トータル支出・収入は記入するのか。

竹内会長）トータル支出は記入するが、トータル収入は記入しない。

菅野委員）そうすると、消費支出に関し、家計消費状況調査ベースの支出の系列と通常の家計調査ベースの支出が全て一致することはなく、かなりブレがでる。例えば、自動車購入が家計消費状況調査で多くなり支出が非常に増えた場合、家計調査の自動車の支出を家計消費状況調査と連動させる時、全体が一定であれば、どこかにしわ寄せが出る。そのしわ寄せについてはどこかで調整する、あるいは全体額を変える等、様々な方法があり、これから合成を1年以内に行うべく議論されると思うが、どのような形でその合成を行うか公表していただきたい。

早川部長）都道府県を代表して、この家計調査の諮問の際にも申し上げたが、地方自治体にとって家計調査は最も実施上困難を伴う調査である。部会においてもかなり意見を申し

上げ、地方自治体としても実施する以上、調査客体の理解を得て、より精度の高い統計とすることが重要だと思っている。

そう言った意味でも、先ほど議論のあった調査員の負担あるいは調査客体に対する報酬の問題等について、もう少し今までとは違う形で、よりインセンティブあるいは納得性を高める努力が一方で必要であると思う。

また、部会の審議では、補完調査の名称については地方自治体の総意として、家計調査に対するアレルギーが強いことから、「家計」という名前を頭に伴うことに賛意を表しがたいとしたが、部会審議に基づき答申（案）が出ており、やむを得ないと思っている。

いずれにしても、単身世帯調査の実査が大変難しいことは申し上げており、新たな調査方法の導入を検討するなど、今後とも調査員、あるいは調査客体の負担軽減に向けて一層の御努力をお願いしたい。

竹内会長）本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。御異議がなければ、総務大臣に対して答申することとする。

それでは、実施者である総務省の大林統計調査部長から御挨拶をいただく。

大林部長）家計調査及びこれを補完する調査については、2か月間にわたり竹内会長、廣松部会長はじめ委員の皆様方に、部会並びに本審議会を通じ、多面的に御検討いただき答申を得ることになり、深く御礼申し上げます。

審議会の中でも様々な御指摘があったが、個人消費の動向把握の重要性という観点から、今後これらの調査について一層注目が集まっていくと認識しており、これら二つの調査の所期の目的が達成されるよう努力してまいりたい。

3) 諮問第 274 号の答申「法人企業統計調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官が資料 4 の答申（案）の朗読を行った。続いて、舟岡企業統計部会長代理が審議経過及び答申（案）の説明を行った。

舟岡委員）法人企業統計調査の改正計画については、本年 5 月 11 日に諮問を受け、企業統計部にその審議が付託された。本件に係る部会は 4 回（5 月 25 日、6 月 8 日、6 月 22 日及び 6 月 29 日）にわたって開催された。

まず、答申（案）「1 今回の調査計画」の「調査事項」については、年次別調査において、「無形固定資産」の区分を「ソフトウェアを除く無形固定資産」及び「ソフトウェア」に分割するとともに、四半期別調査において、「無形固定資産」の「増加額」の区分に「新設」を追加し、企業におけるソフトウェアの取得額を新たに把握する計画である。

これについては、企業におけるソフトウェア投資の実績額が把握され、我が国の現行の SNA 体系における GDP の推計の基礎資料となり得る。さらに、企業の情報化投資については、企業の経営方針や収益予想に関する重要な投資情報であるにもかかわらず、従来、会計処理方法に明確な基準がなかったため、投資情報として利用し得なかった経緯がある。本調査で「無形固定資産」として把握する「ソフトウェア」の概念及び範囲が会計基準において明確になるとともに、記入要領等においても明示され、問題ないと認められる。

報告者からの的確な回答の確保については、本調査に先立って実施された「会計基準等の変更に伴う法人企業記入内容変更状況調査」により、報告者の的確な回答が得られると判断され、適当と認められる。

なお、ソフトウェア投資については、SNAでは情報サービス業が受注したオーダーメイドのソフトウェアの売上高、すなわち他社に委託制作したソフトウェアに限定しているのに対し、法人企業統計ではそれに加え、パッケージソフトの購入や自社制作のソフトウェアについても収益獲得又は費用削減が確実なものについてソフトウェア資産として計上することとなっている。これに関しては、本調査においてソフトウェア投資を我が国の現行SNAの概念にも適するよう、委託開発と自社制作などに細分化して調査することが必要ではないかとの意見があり、その可能性について部会で十分審議した。答申（案）にあるとおり、本調査は財務諸表規則に即して調査しているものであり、同規則で勘定科目としてのソフトウェアには委託開発などの区分が示されていないことから困難であることを考慮した結果、本調査計画のとおり細分化せずに調査することについては、やむを得ないとしている。

次に、「集計様式」については答申（案）に記されているとおりであるが、企業におけるソフトウェア投資の実態が適時、的確に明らかになることから、おおむね適当であるとしている。ただし、ソフトウェアの取得額は新たな調査事項であるため、調査結果報告書等において利用者が調査結果を的確に理解できるよう、概念定義を明記する必要があるとしている。

「公表の早期化」については、本調査は内閣府の作成する「四半期別GDPの速報値」、いわゆる「QE」に利用されており、景気動向を判断する上で重要な統計調査であるが、四半期別調査については調査結果の公表がQEの推計に間に合わないため、調査結果がQEに利用されていない期がある。また、QEの公表の早期化そのものが強く求められており、こうした観点から、本調査結果の公表の早期化が強く要請されている。

答申（案）では、調査実施者は調査票の早期回収及び調査票の回収状況の改善に努めるとともに、事前の内容分析等の合理化を図ることにより、記入内容の正確性を確保しつつ、本調査結果の公表の一層の早期化を図る必要があるとしている。これについては、部会において、調査実施部局から具体的な改善を行う旨、報告を頂いている。

具体的には、財務省内の努力で2営業日を目途に早期化したいという報告があった。更なる早期化については、企業の調査への協力が特にポイントであり、経団連等を通じた協力依頼等について、飯島委員に是非よろしくお願ひしたい。

また、公表予定日は公表の約1週間前に発表しているが、もう少しこれを早め、事前に確定しておくことが適当とする意見があり、部会で審議したが、少なくとも1四半期前に調査結果の公表予定日の公表ができるように措置する必要があるとしている。

「2 今後の検討課題」の「標本設計の見直し」については、資本金1億円未満の資本金階層について、母集団数に比べて調査客体数の割当が少なくなっていることから、特に低資本金階層の調査結果の変動が大きいのではないかとする指摘があり、それに対し、今後は報告者負担に配慮しつつ、低資本金階層の標本抽出方法について検討が必要であると指摘している。また、本調査の標本抽出方法等が一層明らかになる

よう、公表方法についても検討が必要であると指摘している。

「企業の業種分類の見直し」に関しては、本調査の結果表章で用いている企業の業種分類について、資本金 10 億円以上の法人の業種変更を行うと調査結果全体に大きな影響を与えることを危惧し、一部固定化している。現在、「日本標準産業分類」の改定が審議されており、大規模法人の産業構造の変化を的確に業種分類で捉えるべく、企業活動の実態等を踏まえ、業種分類の在り方について今後検討が必要であると指摘している。

[質 疑]

飯島委員) 1 点目は、前回の審議会で、今御説明があった公表の早期化のための企業サイドの協力要請について、経団連及び産業界もユーザーとして正しいデータを翌年の事業計画に反映させていくためにもできるだけ協力していきたいとした。国では来年度の予算にまで影響する場合もあり、選挙では政争の具にもデータが使われかねない点もある。経団連の事務局では、財務省にどういうデータがいつまでに得られれば、財務省として GDP の発表に間に合うかを確認した。

おそらくポイントは、7～9 月期の 12 月に発表する数字についてであり、経企庁の発表ではプラスであったものが大蔵省の発表ではマイナスであるなど、国際的にも日本の統計に対する信憑性に不信感を持たれる原因になっている。その結果、財務省サイドからは、設備投資だけを個別に取り上げられ、報告を受けても困り、統計法制上も好ましくないため、あくまでも全ての帳票がワンセットに揃った形で早期化してほしいとされた。そういうことであれば、連結・単体の関係で一部遅くなっている企業もあるが、できるだけ早期に、1 日、2 日でも早く提出していただくようお願いしようと思っている。

設備投資については、単体の場合、9 月あるいは 3 月決算であっても翌月くらいには分かる。しかし、連結で、損益から税金までトータルとして把握しようとする、2 か月くらいかかってしまう。したがって、個人的考えとしては、GDP 統計に利用する設備投資についてのみの確定値を各企業から 1 枚のファックスで送信いただくような簡便法がとれるかどうか分かると、経団連の委員会でも依頼方法が違ってくると思う。それにより、個別に依頼するか、従来と同じようにできるだけ連結決算も含めて 1 日も早い報告を願う程度で良いのか判断できる。

2 点目は、来年 2 月に連結納税制度に切り替わり、連結決算の仕組みがどうなるかに絡むが、さらに遅れる可能性がある。収益振り分け方式ではなく、所得合算方式を採用する方向であり、相当発表が遅れるのではないかとしている。そうすると、一番大事な 7～9 月期の発表を財務省では 12 月にできず、内閣府から発表する速報値依存型の数字になる可能性がある。

連結納税制度を導入することに伴い、最終決算の発表の時期が遅れることへの対応も考えておかなければならない。最初の問題に戻ると、速報値で早く的確な数字をあげようとするならば、設備投資だけでも回収すべきではないか。

舟岡委員) 法人企業統計は単体決算をベースとして調査しているが、連結納税制度の導入により、単体決算の公表についても遅れるということか。

飯島委員) 今まで、一般的には単体が主で連結が従であり、単体が先行していた。今年から連

結が主、単体が従に切り替わった。したがって、連結決算が出ないと、単体決算が発表できない。

さらに、連結納税制度となると、その集計にもう少し時間がかかり、1か月くらい延びるのではないかと言う人もいる。決算という前提をとると、財務省の要請のとおり経団連サイドにも協力してもらいが、間に合うことにならない。そこで、単体で確定した設備投資額、決算に利用する投資額だけを先行し、財務省に提出する便宜的な方法をとることによって間に合う可能性があるのかがポイントである。

竹内会長) 完全な法人企業統計に見合う調査をしようと思えば、連結決算が完了するまでできず、どうしても遅れざるを得ない。しかし、設備投資だけの額が早く得られれば、決算発表とは別に設備投資額のみ回収することが可能かということである。現行制度の前提とは違うので、制度を変える必要があるが、変更は可能かという御質問だろう。

大久保課長) GDPの設備投資という観点からはそのような考え方もできると思うが、法人企業統計の実施者としては、調査の一項目だけを先に回収すると事務の重複を招き、集計のミスを生じる可能性が高まるという問題もある。設備投資のみを回収することについては、法人企業統計の一部か、別の統計かということもあり、即答できない。

竹内会長) 今すぐ答える必要はない。

大久保課長) 今までそのような観点で考えておらず、あくまでも一体として考えている。

菅野委員) 部会審議では、この点は非常に重要と認識していたが、内閣府からGDPサイドに少し変化があるという話があった。特に、7～9月期の12月に発表になるQEが非常に問題になるが、内閣府ではむしろGDPのQEの速報自体の公表方法、推計方法を変えようとしている。法人企業統計季報をQEではなく、次の第2次速報ないし確報に使い、むしろQEには設備投資を供給サイドから算出し、今より早期化するとともに、法人企業統計季報自体を推計し、GDPの設備投資を推計する方向で考えていると伺っている。

しかも、早い時期にそうなると、ここでそれだけのコストをかけるべきかという絡みもあるのではないか。

竹内会長) 実は、QE、GDPそのものは統計調査ではない。従前の統計審議会では審議事項とされていたが、今は統計審議会の審議事項から外れている。その点でも、このような議論をするとき、そのことを含め、今後の考え方として頭に入れておいていただくより仕方がない。

舟岡委員) 菅野委員の御意見に関連して、経済企画庁でGDPのQEを1か月程度早めることが検討され、暫定推定値として試算している。その結果は、QEと比較して乖離が大きく、そのまま発表すれば無用の混乱を生じさせるおそれがあるため、当初の発表月に発表しなかった経緯がある。最大の要因は、有形固定資産の設備投資の把握にあり、今後引き続いて推計方法の検討が必要とされている。法人企業統計季報の設備投資が、第1次QEに利用されないとしても、第2次QEなどでは非常に貴重な情報源であり、法人企業統計季報の公表の早期化は、これからも追求すべき対象ではないか。

清水委員) 答申(案)に、「SNA体系におけるGDPの推計のための基礎資料となり得る」、「93SNAにおけるソフトウェア投資の概念とは一致していない」という記述があるが、この関係はどうか。

舟岡委員) 我が国の現行の93SNAは、国連の指針とは少しずれており、先ほど説明したとおり、パッケージソフトあるいは自社開発のソフトウェアについては、無形固定資産として計上し得るに足る条件を整えていた場合ソフトウェア投資として認めているが、我が国の93SNAではそれが除かれている。

従前は、委託制作分についてのみソフトウェア資産として計上していたが、今回、委託制作のみではなく、自社開発、パッケージソフトでソフトウェア資産として計上することが適当な資産についても併せてソフトウェアの取得額として調査することとしている。その計数そのものが現行の93SNAの推計に利用できるということではなく、「利用に資する」、つまり何らかの途中の推計手順を踏み利用できるということであり、それが「なり得る」という表現である。

清水委員) 「93SNAにおけるソフトウェア投資の概念とは一致していない」という記述は、必要ではないという気がする。もちろん、捉えているソフトウェア投資の内容が93SNAの概念に資するとすれば、あるものを集計しているという意味では必要であるが、答申に本当に必要かどうかは、多少、読みづらい点がある。

竹内会長) 93SNAに合わせる必要があるとの御意見があったということである。

清水委員) それに対応して記してあるということか。

竹内会長) 本来、概念的に言えば、無理に外注だけの額を調査する必要はないとする意見もある。しかし、SNAが必要としている以上、それに合わせる計算も可能にした方が良くとする御意見があったということではないか。

舟岡委員) そのとおりである。

清水委員) 答申(案)「集計様式」について、「ソフトウェアの取得額については、今回、新たに調査する事項であり、利用者が調査結果を的確に理解できるよう、その概念、定義を調査結果報告書に明記する必要がある。」としているが、どのように利用することを示唆しているのか。

舟岡委員) ソフトウェアの概念と範囲の面から、コンピューターソフトウェアについては、すべて資産として計上されるとは限らず、計上する場合としない場合がある。そのことを明確に記す必要があるということである。

大久保課長) そのような説明書きを付けることを考えている。

美添委員) 補足と確認をさせていただきたいが、答申(案)「公表の早期化」については、特に規模の大きな企業、法人から期限に遅れないように回答をいただくことが正論であるが、舟岡委員の説明に「さらなる早期化」ということがあったことを考えると、一部分推計をした形の速報も可能性として検討しても良いのではないか。そのことも含め、一層の早期化を図る必要があると理解させていただく。

また、「2 今後の検討課題」の「企業の業種分類の見直し」については、従来から言われていた問題を改めて指摘したものであるが、「標本設計の見直し」の趣旨がわからない。「資本金1億円未満の資本金階層については、母集団数に比べて調査客数数の割当てが少なくなっている」ということについては、常識で考えて当たり前だろう。つまり先ほどの家計調査であれば、世帯間の規模の格差はせいぜい2倍から3倍程度であり、単身世帯で考えても、母集団で3分の1の世帯が人口比で5分の1から10分の1くらいとして良いと思う。しかし、企業の場合、規模が違くと1桁、場合

によっては2桁近く違うことがあり、これは厳密な形では評価されなくとも、ネイマン配分的な母集団全体での推計を考えると、低階層法人の数が少ないのは当たり前である。

私の知識ではもっと減らしても良いのではないかとも思えるが、なぜここで増やす方向で今後検討する必要があるとしているのか。資本金6億円未満について、どのような議論に基づきこのような結論が出たのか、御説明いただきたい。

舟岡委員) 2万7,000～8,000社程度の標本数を業種別、規模別に割り当てるため、各セルにはどうしても十分な標本数が行き渡らないことは確かである。

そうした制約の下で、各セルに最低の標本を確保した上で全体の誤差を最小とすべく、ネイマン配分等で最適な標本配分を行っている。業種別・規模別に計数を比較し得ることに加えて、設備投資等については、比較的規模の小さい企業の投資の変動は大きく、それが投資動向を捉える上でも非常に重要な役割を果たしている。その精度が低いというのでは、設備投資の動向が適切に捉え難くなるのではと危惧される。標本数が増やせるならばもっと増やして精度確保に努めていただきたいが、全体の標本数が限られており難しいのが実情である。

審議において、調査誤差がどのくらい公表すべきではないかとする意見もあったが、先ほどの竹内会長の御発言のように、公表してもあまり意味がある数字とは思えず、いたずらに公表して無用な誤解を招くおそれもある。これについては、標本抽出方法等について記述すれば十分と考えている。

竹内会長) 美添委員の御意見について、原理原則はそのとおりだが、おそらく資本金1億円未満の階層は必ずしも資本金がその企業の本当のスケールを表していない部分がある。資本金過小の企業があり、ある程度、純理論的な配分よりは余計に配分しておかないと情報が漏れるケースがあるだろう。

美添委員) 一般論としては、このような答申だろう。しかし、おそらく舟岡委員の御説明は、景気の動きを見るとき、中小企業が先行することから、設備投資等をこの統計調査から把握したいという趣旨であることは分かる。そうすると、この法人企業統計の一番大事な目的は何かという問題が残ることから、この程度の記述で了解する。

竹内会長) 本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。御異議がなければ、総務大臣に対して答申することとする。

それでは、実施者である財務省財務総合政策研究所の高橋統計調査部長から御挨拶をいただく。

高橋部長) コンピューターのソフトウェアの調査について、総務大臣からの承認が受けられ次第、必要な作業を行い、この7～9月期の調査から早速実施に移したい。また、公表の早期化について、調査票の早期回収などに一層努力するほか、省内の事前の分析作業あるいは関係者への説明等、作業の合理化、簡略化を図ることにより実行していきたい。そして、公表予定日を早く公表することについては、少なくとも四半期前に公表することを最低限の目標にしたい。

法人企業統計の重要性を認識し、この統計をより良いものにしたい気持ちは、私もも全く同じであり、今後一層の改善に向けて一生懸命努力してまいりたいと思う。今後とも御支援のほど、お願いしたい。

(3) 部会の開催状況

1) 国民生活・社会統計部会

平成13年6月14日、6月22日及び6月29日に開催された第86回、第87回及び第88回国民生活・社会統計部会（議題：「家計調査及び特定消費統計調査（仮称）の計画について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

2) 運輸・流通統計部会

平成13年6月15日に開催された第105回運輸・流通統計部会（議題：「特定サービス産業実態調査の改正について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

3) 産業分類部会

平成13年6月15日に開催された第7回産業分類部会（議題：「大分類D－鉱業について」、「大分類K－金融・保険業について」及び「その他」）、7月6日に開催された第8回産業分類部会（議題：「大分類F－製造業について」、「大分類G－電気・ガス・熱供給・水道業について」及び「その他」）の開催結果については、次回の審議会で報告することとされた。

4) 企業統計部会

6月22日及び6月29日に開催された第64回及び第65回企業統計部会（議題：「法人企業統計調査の改正について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

7月6日に開催された第66回企業統計部会（議題：「個人企業経済調査の改正について」）の開催結果については、次回の審議会で報告することとされた。

(4) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官から、平成13年6月における、「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「港湾調査（陸上出入貨物に係る調査）」の統計法第7条第2項による承認について、資料6により報告が行われた。